

報告第 15 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり定める。

令和 7 年 6 月 9 日 専決

浜田市長 久保田 章 市

損害賠償の額の決定

学校施設に係る対物事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

- | | | |
|---|----------|---------|
| 1 | 損害賠償の額 | 9,130 円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | (省略) |